

5 土地売買契約会の日程について

被災した住宅用地の買取りに係る土地売買契約会の10月の日程は以下のとおりです。

土地売買契約日は、会場が大変混雑しますので**完全予約制**としています。
また、**予約日は、町から土地の所有者の方に個別に電話連絡しております。**
予約なしに、会場に来られた際、契約に伴う書類が準備できかねますので、事前予約へのご理解とご協力をお願いします。

10月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
区分	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
会場	役場テニスコート内プレハブ	●		○	○			○	○				○				●					○	○	○		●			○	●			
	歌津総合支所2階会議室						○					●				●																●	
	南方イオン跡地仮設(第2期)集会所												○																				

* ○は午前と午後、●は午前・午後・夜間で対応します。

◆ 受付時間 ◆

午前の部：午前9時～正午
午後の部：午後1時30分～午後5時

「買取の可否および買取価格」の結果通知がまだお手元に届いていない方につきましては、今しばらくお待ちください。

(担当：復興用地課)

6 町独自支援(被災住宅再建支援事業補助金)の相談日程について

10月の町独自支援制度(詳細は、「みなみさんりく復興まちづくりニュース<臨時号>発行：8月16日」をご覧ください)の相談日程は以下のとおりです。町独自支援制度の相談は、**完全電話予約制**としていますのであらかじめ相談日時を電話で予約してください。

10月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
区分	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
会場	役場テニスコート内プレハブ	●		○	○			○	○				○				●					○	○	○		●			○	●			
	歌津総合支所2階会議室						○					●				●																●	
	南方イオン跡地仮設(第2期)集会所												○																				

* ○は午前と午後、●は午前・午後・夜間で対応します。

◆ 受付時間 ◆

午前の部：9時30分～、10時30分～、11時30分～
午後の部：13時30分～、14時30分～、15時30分～
夜間の部：17時30分～、18時30分～

(担当：復興事業推進課 移転促進第1係)

問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
歌津総合支所 0226-36-2111

復興用地課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第7号>
平成25年9月
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課
復興用地課
復興市街地整備課

1 災害公営住宅の入居仮申込みについて

先月より受付していた災害公営住宅の仮申込みは9月9日に終了しました。

仮申込書を提出されていない方は下記担当へ連絡の上、**早急に提出**してください。



※仮申込みをしなかった場合、災害公営住宅に入居できない可能性があります。**入居を希望される方は必ず提出**してください。

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

2 災害公営住宅(仮称)「くらしの懇談会」参加者募集

今後、建設が本格化する災害公営住宅で、これまでの地域のつながりや、これから入居する災害公営住宅でのコミュニティの形成に配慮していくことが大切と考えています。そこで、災害公営住宅を希望されている方や近隣の方々と役場が一緒になって、新しい住まいや暮らしへの不安、夢を語り合いながら、屋外空間のアイデアや集会所の作り方・使い方について話し合う、(仮称)「くらしの懇談会」を開催していくことを考えています。広く参加いただける方を募りたいと思います。ご感心のある方は担当までご連絡ください。

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

3 住宅再建相談会の開催について

町と住宅金融支援機構では、震災により被災された方の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、下記日程により「住宅再建相談会」を開催します。

■ 相談内容

住宅金融支援機構による資金計画等の相談、宮城県建築士事務所協会による住宅プランの相談、住宅再建に係る助成制度、災害公営住宅に関する相談

■ 開催日時・場所

月 日	時 間	場 所
9月27日(金)	午前10時から午後4時まで	南三陸町役場2階 大会議室
9月28日(土)	午前10時から午後4時まで	南三陸町役場2階 大会議室

■ 資金計画等相談申し込みについて

住宅金融支援機構による相談は**事前に電話予約が必要**となります。連絡先は、住宅金融支援機構東北支店東北復興支援室(電話：022-227-5035 平日の午前9時から午後5時まで)です。

(担当：復興事業推進課)

志津川市街地における『志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業』が始まります！

平成24年9月18日に都市計画決定しました「志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業」の事業計画が、平成25年9月下旬頃に決定し、10月から本格的に事業が始まります。

今後、関係する土地所有者等の皆様からいただいております盛土工事等への起工承諾の御協力により、盛土、河川、防潮堤及び道路工事を進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。ここでは、今後事業を進めていくために必要となる「申告や届出」、土地利用に関する個別面談会についてお知らせいたします。

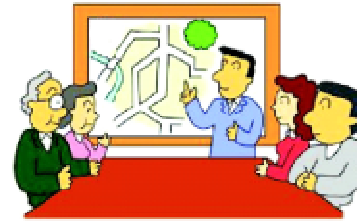
施行地区内に土地をお持ちのみなさまへ ～必要となる申告や届出～

1 土地区画整理審議会委員について

土地区画整理審議会は、土地区画整理法第56条第1項の規定に基づき、換地計画、仮換地の指定等についての施行者（町）の諮問機関として設置されます。

選挙事務手続きおよびスケジュール等については、別途関係権利者にお知らせいたします。

施行地区内の権利者から選挙により選ばれた委員12名と町長により選任された学識経験者委員3名から構成されます。



2 権利の申告について

土地区画整理事業の施行にあたり、従前の土地についての権利の内容を明確にする必要があります。登記のない借地権など所有権以外の権利については、町に申告していただく必要があります。

- 借地権⇒建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権
- 借地権以外の権利⇒その他、登記上に載っていない権利
例) 建物所有を目的としない地上権または賃借権等



3 建築行為等の制限について

建物・工作物等の建築行為および切土・盛土等の土地の形状変更については、土地区画整理法第76条の規定に基づき、南三陸町長の許可が必要となります。

この許可を受けようとする場合は、事前に復興市街地整備課までご相談ください。

4 基準地積について

土地区画整理事業では、換地（整理後の土地）の地積を定めるときの基準となる従前の地積（「基準地積」という）は、原則として事業計画決定の公告の日（基準日）に土地登記簿に登記されている地積になりますが、登記されている地積が事実と相違する場合は、地積の更正を申請することができます。

詳細につきましては、別途関係権利者にお知らせいたします。

5 住所変更等の届出について

住所や氏名を変更された時、または相続・売買等により所有権が移動した時は、権利者への連絡がとれなくなるおそれがありますので、速やかに復興市街地整備課までお知らせください。

※ 土地区画整理事業施行地区内の権利者で、事業計画決定日（平成25年9月下旬頃）以降に変更等された方が対象となります。

施行地区内に残存する庭石等について

土地区画整理事業の先行盛土エリア（五日町・十日町付近及び大森町付近）の工事着手に伴い、このエリアに庭石等を残置されている方は、10月15日までに地区外へ移動していただくようお願いいたします。（対象エリアの土地所有者等には、別途個別にお知らせいたします。）なお、上記期限までに移動されていない場合は、町で一時的に仮置き場所に移動したのち、3ヶ月経過後に処分いたしますのでご了承ください。期限までの移動が困難な場合、または仮置き後の引取りを希望される場合は町までご連絡いただきますようお願いいたします。

土地利用に関する個別面談会の開催について

町では、土地区画整理事業地区内の土地利用計画の具体的な検討及び換地設計を行うため、現在の土地利用イメージについてご説明し、権利者の皆様の土地利用や換地についてのご意向をお聞きするため、次のとおり個別面談会を開催します。

※ 権利者の皆様のお考えをお聞きする大切な面談会ですので、ぜひご活用ください。

■ 開催場所・日時

開催場所		開催日
南三陸町	ポータルセンター (さんさん商店街隣接)	9月26日(木)、27日(金)、28日(土)、29日(日) 10月11日(金)、12日(土)
登米市	南方イオン跡地仮設住宅I期集会所	10月4日(金)、5日(土)、14日(月・祝)、15日(火)
東京	UR都市機構新宿アイランドタワー	10月17日(木)、18日(金)
仙台市	UR都市機構仙台都市再生事務所	10月25日(金)、26日(土)

- 対象は、土地区画整理事業地区内の関係権利者等全員です。
- 場所や日時については、**予約制**とさせていただきます。
- 予約方法等の詳細については、別途、関係権利者に個別にお知らせします。

(担当：復興市街地整備課 復興都市整備係)